

市長と教育委員会との地方自治法第180条の2の規定に基づく協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、市長と教育委員会との間の事務の委任及び補助執行に関して、次のとおり協議する。

（教育委員会への委任）

第1条 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務を教育委員会に委任する。

- (1) 保育所及び認定こども園の給食の企画及び運営に関する事。
- (2) 香芝市都市公園条例（昭和52年条例第14号）第7条の有料公園施設のうち、香芝市高塚グラウンド及び香芝市高塚テニスコートの管理に属する事務

（教育委員会による補助執行）

第2条 市長は、次に掲げる市長の権限に属する事務（第1号から第5号までに掲げる事務のうち、香芝市立幼稚園に関するものを除く。）を教育委員会事務局職員に補助執行させる。

- (1) 教育委員会の所掌に係る予算の調製及び執行に関する事。
- (2) 教育委員会の所掌に係る市議会の議決を経るべき事件につきその議案を作成する事。
- (3) 教育委員会の所掌に係る財産の取得及び処分に関する事。
- (4) 教育委員会の所掌に係る契約の締結に関する事。
- (5) 教育委員会の所掌に係る損害賠償に係る和解に関する事。
- (6) 香芝市立保育所及び香芝市立認定こども園の保健、衛生及び安全に関する事。

（協議）

第3条 この協議により定められた事項の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が協議して定める。

附 則

- 1 この協議は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 市長と教育委員会との地方自治法第180条の2の規定に基づく協議書（令和7年3月31日合意）は、廃止する。

令和8年 3月31日

香芝市長 三橋 和史



香芝市教育委員会

